

「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の見直しについて

- 「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための基本的な方針（基本方針）」は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第11条の規定に基づき、
 - 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - 都道府県等及び市等が策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（自立促進計画）の指針となるべき基本的な事項について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号）等の趣旨、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等を踏まえて定めることにより、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対して効果的に機能することを目指すもの。
- 現行の基本方針の対象期間は、令和2年度から令和6年度までとされていることから、令和7年度からの5年間の基本方針として見直しを行う必要がある。
- 見直しにあたっては、施策の評価を行うとともに関係者からの意見聴取を実施することとされていることから、本ワーキンググループにおいて、令和7年1月頃を目途に検討を進めることとしたい。

<スケジュール>

【令和6年10月31日】

第1回ひとり親家庭支援ワーキンググループ

- ・母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活に関する動向
- ・基本方針に定められた施策の実施状況について
- ・基本方針の見直し案について

【令和6年12月～令和7年1月頃（予定）】

第2回ひとり親家庭支援ワーキンググループ

- ・基本方針の見直し案について
- ⇒ **基本方針のとりまとめ**

【令和7年1月頃～（予定）】

パブリックコメント実施、告示

○母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)(抄)

(基本方針)

第十一条 内閣総理大臣は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - 二 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - 三 都道府県等が、次条の規定に基づき策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画(以下「自立促進計画」という。)の指針となるべき基本的な事項四前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又は変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

○母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針 (令和2年3月23日厚生労働省告示第78号)(抄)

(4)基本方針の評価と見直し

① 基本方針の見直しに当たっては、見直し前に、基本方針に定めた施策の評価を行う。

この評価は、第1に掲げた母子家庭及び父子家庭の父並びに寡婦の動向に関して可能な限り定量的な調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。

② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は、公表する。

③ 基本方針の見直し

①の評価により得られた結果は、基本方針の見直しに際して参考にする。

(5) 関係者等からの意見聴取

基本方針の見直しに当たっては、母子・父子福祉団体、NPO、都道府県や市町村、母子生活支援施設関係者など、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、パブリックコメントを求める。

(参考) 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の全体像

1. 方針のねらい

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、特別措置法等の趣旨、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等を踏まえつつ、母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 方針の対象期間 令和2年度から令和6年度までの5年間

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

1. 離婚件数の推移等
2. 世帯数の推移等
 - (1) 世帯数
 - (2) 生別、死別の割合
 - (3) 寡婦の数等
 - (4) 児童扶養手当受給者数
3. 年齢階級別状況
4. 住居の状況
 - ・持ち家率、借家、公営住宅等の割合
5. 就業状況
 - ・正規の職員・従業員、パート・アルバイト等の割合
6. 収入状況
 - ・平均年間収入、平均年間就労収入
7. 学歴の状況
8. 相対的貧困率
9. 養育費の取得状況
10. 面会交流の実施状況
11. 子どもの状況等
 - ・子どもの数、就学状況別
12. その他
 - (1) 公的制度等の利用状況
 - (2) 子どもについての悩み
 - (3) 困っていること
 - (4) 相談相手について
13. まとめ

資料2 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性
 - (1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携
 - (2) 関係機関相互の協力
 - (3) 相談機能の強化
 - (4) 子育て・生活支援の強化
 - (5) 就業支援の強化
 - (6) 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進
 - (7) 福祉と雇用の連携
 - (8) 子どもの貧困対策
2. 実施する各施策の基本目標
 - (1) 子育てや生活の支援策
 - (2) 就業支援策
 - (3) 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進
 - (4) 経済的支援策
 - (5) その他(職員の人材確保・専門性向上等)
3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - (1) 国等が講ずべき措置
 - (2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援
 - (3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表
 - (4) 基本方針の評価と見直し
 - (5) 関係者等からの意見聴取
 - (6) その他(関係団体との連携等)

資料3 基本方針に定められた施策の実施状況

第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

1. 手続きについての指針
 - (1) 自立促進計画の期間
 - (2) 他の計画との関係
 - (3) 自立促進計画策定前の手続
 - ① 調査・問題点の把握
 - ② 基本目標
 - ③ 合議制機関からの意見聴取
 - ④ 関係者等からの意見聴取
 - (4) 自立促進計画の評価と次期自立促進計画の策定
 - ① 評価
 - ② 施策評価結果の公表
 - ③ 次の自立促進計画の策定
2. 自立促進計画に盛り込むべき施策についての指針
 - (1) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - (2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - ① 内閣総理大臣が提示した施策メニュー
 - ② 都道府県等及び市等独自の施策メニュー